

東京市政調査會

Sep., 1921

日本と金政との特異性と現在

5

伯林と倫敦との特別市制に就て

於東京市政調査會會合席上
内務省都市課長三邊長治氏講演

別に新しいことを知つて居りませぬか、池田氏から外國の大都市の事をお話をせよと云ふことありますから、私は最近大都市の制度を完成したと言すれば、伯林市制の話と、同下大都市制度を完成しやうとして居る倫敦市の制度とを大体お話をやうと思ひます。

伯林市に就きましては、初め獨逸帝國が成立して、伯林が首府に成つて以来、大伯林の制度を如何にするかと云ふことが問題であります。それで千八百七十五年小政府の方では伯林州を作らうと云ふ考を

起しました。伯林市は御兼知通りブランデンブルグ州の中に在りますが、伯林市の附近の隣接町村が非常に發達して来ましたので、大伯林とブランデンブルグ全体とは餘り共通の利害を感じたくなりました。そこで政府は伯林市を取巻く隣接町村を以て伯林郡を作り、それからシャーロッテンブルグと伯林市と此の三つで一つの伯林州を作らうと思つて議會を経させぬでいた。所が其の間に東部諸州の州制——我國の府縣制の如きもですが——州制の改正がありまして、其の中に伯林市はブランデンブルグ州から分離するとか規定を設けました。善

ますが、此の改正に依りて柏林市は州と離れてしまいました、即ち自治体として柏林市はブランデンブルグ州と離れたのです。これは柏林市に関する一つ特別市制でありますて而して其の端緒だと思ひます。尚ほ同改正州制の中に柏林市と其の附近の隣接町村を以て特別の團体を作ることに付ては、別に法律を以て定める旨が規定下さいまして、将來柏林市等に隣接町村を以て特別の自治團体を作らうとか思想が州制の中から抜け出してしまつたので、政府はこれに基いて翌々年更に柏林州を作ることを提出しましたけれども、矢張り議會を通過しなかつたのです。所が數年経ちまして十八

百八十年に亘つて組織法と云ふ法律をもちまして、柏林市はブランデンブルグ州から離れて別の行政區劃を構成すると云ふ規定を設けました。前半述べましたる如く州制の改正に由り從来柏林市は自治團体としてブランデンブルグ州うち獨立して居たのですがありますが、國の行政區劃としてはブランデンブルグ州に屬して居たのです。然らずに此の組織法の改正小依り柏林市は國の行政區劃としてはブランデンブルグ州より獨立したのです。是によりて柏林市に就ては第二回目の特別の制度が施かれたのです。其の結果として柏林市は監督關係上は第一次に縣知事が監督し第二次にプロビンツの

市に付されば其の政事の結果第一次小洲知事が監督し第二次小内務大臣が監督する所にて伯林市は監督關係に於きては州と同一に取扱を受けるやうにありました。即ち我が國小當てはあまされば伯林市を府縣と同等と扱つたと言つてよろしくからうと思ひます。伯林市は市ひあると同時に縣もある、又洲であると云ふ關係よりて居ます、伯林市の監督を第一次小屬す者はブルンデシブルグの州知事であります。それが自治團体として州と同等になります、監督關係少しあり普通の市と異つて居ると云ふ程度の特別市制は千八百八十一年以来行なれること少しあつたのであります。

併しから大伯林の問題と言ふのは寧ろそれでは伯林のありますして、伯林市を中心として其の周圍に澤山の隣接町村があります、これが次第に發達して遂に崖連襟して伯林市と何處か境が外郭から見別けられることで出来り、位に立ちてあた、是れをどうするか、所謂隣接町村と伯林市との關係を如何にするかが大伯林の問題として東方論議されたりります。これで政府は之を付託して隣接町村を編入しようとおもひ事を千八百九十九年五月一日起一月、フランデンブルグの州知事が其の時の内務大臣の意図を兼ね伯林市、當局者お照會を出一月、其の趣意は隣接町村を伯林市に編入することは必要であると思ふ、之ト就いては内務大臣は相當に盡力しやうと思

新宿市とても二小對一で相當考慮して其いたい、とし位の範圍で入れたが良いか、又編へすに付てどう云ふ新する規定が必要であるか、戰政關係はもう言ふ風小變更するかともう少し車上付で詳しう思會を出しました。先もども土木基盤も柏林市では市會で特別委員會を作つて色々相談致しました。併が市會で決議しました案は政府の方へて居る案よりも隣接町村を編入する範圍が狭かつたのであります。それで政府は満足しませうで、ものと多く編入しなければならぬと、再照會を下さいました。それで市會は又特別委員を作つて調査させました。が結局大体小於て内務省の方へて居る案の如きものを答申することあつたのであります。

所がどう云ふ行違いか存トませぬが、市參事會は初めは市會の最後の案小大体賛成し居つたやうな模様でありましたが、州知事が答申する時は反対の態度をとり、市會の決議は右の通りであるが吾々は元の小範圍の編入で有ればならぬと思ふと言ふことを固執しました。多少が為隣接町村編入問題は、千八百九十二年から五千八年掛り千八百九十六年迄色々交渉を遂げましたが遂に無効に歸りました。

所が政府は初めさう云ふ風の隣接町村を編入することを懸念して置きましたが、當局者が恐らう暫つたずもありませうが、内務省の方は其の後態度を覆へて編入反對の態度を執つて至りました。

市の方では十九百二年六月に至り、廣い範囲の所村編入を
やうと云ふ計畫を立てます。だが内務省が之に反
対の態度を取った為に、それが出来たと云ふこ
とに至りました。けれども隣接所村は益々發達致しま
して此の儘に推移することを許さず、何とか新たに
計畫をしなければならぬ状態に至ります。か
ら内務省の方でも其の儘に放任することが出来な
かったと見えます。十九百五年六月に内務大臣が州大東
と問ひます。何等行政法上の聯絡をなすがそれでは不
都合な事が多からぬか、假りに不都合な事が有る
すれば一体どう云ふ方法でこれを救濟するか。其の救
濟方法如何と言ひます。尚内務大臣の諮詢
ではこういふことを附け加えてあります。云ふは隣接所
村を編入することは十年後の問題であつたが結局
駄目であつた。この問題は考へては及ばぬ、云ふから又一
つの州を作ると云ふとも見込はぬ。故に此の二つの事
は問題外にして置いたいといふのである。斯様な政
府の意図から生れたものは十九百十二年の大伯林組
合法であります。是れは區域の廣いもので、伯林外
の二つの市と二つの郡に涉つて居ります。其の自
的は大体交通機関の整備、建築線を指定、公園其
の他廣場の取得維持の三つに其の目的が限られて居
ます。大伯林組合は其の限られた目的に向て相當
成績を挙げました。或は大伯林市街電車を作り、

5

濟方法如何と言ひます。尚内務大臣の諮詢
ではこういふことを附け加えてあります。云ふは隣接所
村を編入することは十年後の問題であつたが結局
駄目であつた。この問題は考へては及ばぬ、云ふから又一
つの州を作ると云ふとも見込はぬ。故に此の二つの事
は問題外にして置いたいといふのである。斯様な政
府の意図から生れたものは十九百十二年の大伯林組
合法であります。是れは区域の廣いもので、伯林外
の二つの市と二つの郡に涉つて居ります。其の自
的は大体交通機関の整備、建築線を指定、公園其
の他廣場の取得維持の三つに其の目的が限られて居
ます。大伯林組合は其の限られた目的に向て相當
成績を挙げました。或は大伯林市街電車を作り、

或は又建築線等衛生の目的に通ふやうに指定せられ
或は公園其の他の廣場の設定に就り生相当地效果
を擧げます。廿五年、何故其の目的が限られ居る
もか、又市から十分の活動を爲すことが出来ない
もか、又大伯林組合は目的が限られて居るから大
伯林全体に包み合せるヨリ市或は所村の財政状態
を救濟することには迷ひ出でないと云ふことを行説
つた事であります。

然る隣接所村の發達は従前よりも更に烈しくて
車、オート、經濟上から見て亦交通上から見ましても
も外形から見ても伯林市と一体と成ると云ふ區
域が非常に擴がつた事であります。實際に於ては一つの
伯林である、然る自治行政の上於ては幾多の直

治團体に分かれて居るである。色々色々々行政の上
小於して又實際生活の上於て不便不斯含な事が澤山
起きたります、大伯林とは非常に所村が澤山
ありますうち中には反對のやうな仕事として居る、同
ト仕事にしても大伯林の水道は十七、瓦斯は四十三
電氣事業の經營は十五以上もあると云ふやうな譯
であります、此等の工事の爲に他の團体の道路を
使用せざる場合に大伯林の半年も一年も掛る、又
一つの團体が或湖水から水道の水を取つて居る、然る
他の團体は其の湖水に下水を排放して居ると云ふ
うな事があつて、所村の仕事が必ずしも一つの
目的に向ひて反対の傾向を取つて居ます、又

住宅問題も未だの伯林市は住宅を作る必要が非常に多くに拘らず住宅敷地が欠乏して居る、又隣接して居る伯林の郊外上於ては餘地が澤山あるが資力が乏しくして住宅改良も充分小望見ない有様である。したがつて保健、衛生、傳染病豫防、救食制度に付ても同様不都合を感じたりた、或所に建て居る病院等地の町の患者者が来て治療を旅費したりた場合に其の患者が死んでしまつたと言ふ實例がある。この事が發表されに爲る一般の人が非常に刺戟されたといふ、それであります。斯う云ふ風に行政上及實際生活上非常小不便が起つて来たります。

第二章 貧弱町村の問題

村の中では富裕な市もあります、又大変貧乏な町村もあります、それがブランデンブルグ州は十九百八十年から年々伯林市の隣接町村の中で資力の薄弱なもの三四百万马克づつ補助して居りました。併しながら伯林市は特別市制でありましてブランデンブルグ州を離れて居りますから、其の肩擔に任すを譯ります、又一面さう云ふ儘量補助では貧弱町村の敗政状態は如何ともする事が出来ない、けいしも具等貪弱な隣接町村で居住するものの中では伯林市で働く人が多いのでありますから、之で放任して其の儘量と置けば伯林全体の禍となつ恐れがあつたのであります。斯う次第で隣接貧弱町村を如何小結束するかと云ふ問題が起り、小作就業でも何等かの解決方法を

様な事件は、何處か見受けられた。

さて、云ふ事情があつた上に世界大戦が始まり戰事中、小經濟關係が色々変動を致しました。其の結果が、矢張自治行政の上に新しく計畫を實行し、其の結果は、何處か見受けられました。其の場合に軍事費勧組会の必要が益々盛んになりました。其の目的を達すことが市丈けにはどうでも其の目的を達すことが出来ます。それから、實際に伯林市と一体として仕事をする事が必要となりました。その際に之意の上で大伯林警備局組合委員會を作りました。其の外、戰時中は、その云々の公意の上を行はれは法律規則で、次で大伯林との區域といた色々な組合が譯山出来ました。例へば大伯林石炭組合、大伯林生活資糧組合、大伯林馬肉販給所組合等をあります。是等の仕事は大伯林内の各個の地方團体で、各別に行はります。寧ろ大伯林全体を一つの區域と見てやうに行けば、どちらとどきが自覚されを結果であります。こう云ふ風に各種の仕事に就き多くの大伯林組合が出来て來ました。大伯林の事大伯林区域と、一つの自治團体を作った方が良いと言ふことが、明らかに立ちました。併はから前面全般の大伯林組合を改造して、良からうと云ふが、其の本の所材が政黨關係等から反對して事態が頗る面倒になつますから、更に大伯林を單位といた一つの大伯林自治團體を作らなければ、有効と言ふと

かく有りました。

然らば新たに大伯林市はもう云ふ風に組立てて付きました。それで色々な案が出来た、其の中でも頗著なものと摹写すれば、其の一つはテルトウ郡御隸部外團の作成した案であります、これは大伯林市十の區劃に一千九百、十の面劃も於ては大体仕事は區本位である、併しがら各面划通の事は大伯林を仕事とする、區が獨立し、寧ろ仕事は區本位があります。其の二は大伯林市民委員會の作つた事であります、是れはドミニキュースと云ふ人が熱心奔走して作つて上にたまつてあります、ドミニキュース氏の發起で伯林市及その附近市町村から有識の士百数十人を選んで大伯林市民委員會を組織し大伯林の問題の研究に着手してあります、是れが

又實際新伯林が出来た大半は刺戟少佐たるひあります、大伯林市民委員會の案其のものは採用されませぬで、したが、政府は屢々其の代表者を招んで意見を聽き参考としていたほどで頗る有力な會合であります、此の案はテルトウの案とは違ひますが、各團体が多少自由権を持つて居る其の上トゲザムトゲマインデ總合團体を作り、併して何ら個々の團体小位のことで良いことは個々の團体で自治的に仕事をす」と云ふのであります。所が政府は之に等二つの案を排斥して統一團體アイシライツゲマインデを作成の案を議會に提出致しました、其の理由は健作全額とて而かも簡単天下の大伯林政問題解決の方針は統一團體に限ると云ふにあつた。それが昨年千

九百二十一年小議會を通過した事があります。

其の内容上新市を成立せし事を中心すると、是れは

五十九個條から成りて居ります。一般の市制は柏林市も
す法律と云ひであります。一般的市制は柏林市組織法も特別
法であります。それもありますうち金部柏林市に開する
規定を書いたりあります。第一條小區域のことが書
いてあります。それは柏林市を合せ八ヶ市、五十九ヶ町村
と三十七ヶ町庄區合計九十四の團体を以て新たに
柏林市を組織したのであります。其の面積は約三百四
十五方哩、從來の面積に比較すると約十二倍位にあ
ります。人口は三百八十万餘であります。約從來の
二倍弱になります。それだけの區域を以て一つの新市
の柏林市を組織致しました。

それから新柏林市は矢張アラシテングルグ州社に各開
係が郡から獨立する譯であります。其の分離ことによ
付いて規定が考ります。其の分離に關する關係團體の
意見が一致すれば其の意見を依るが最もなければ仲
裁裁判で分離を關する跡然束を決します。裁
定が柏林市が残存する團体と對して金錢賠償
をすことを豫想して居ます。残存團體が将来必要有
事業を經營する爲めの資力と維持して往くと云ふ
ことと、新柏林市から残存團體と對する金錢給付の額を
極め此の金錢賠償額は此の法律施行後三ヶ月以

内小極め抜けはどちらかをありますか。昨年私が往つて
おも居ぬれど、お詫びありますとアランティーフルグ州もやるしが
アグ州から離れ此まずっとアランティーフルグ州もやることが
出来ない。新伯林市もやることが出来ないと云ふ仕事
事がちり得まりました。斯ら共通の仕事を
ト就きはアランティーフルグ州と新伯林市と合意の上で
一部事務組合を作ることが出来ます。其の組合の権限
は兩者の合意の上で極めて監督廳の認可を受けて
ことになります。次に市会議員の中、上げます
が新伯林市議員の定数は二百二十人と極めて
多くですが、其の外は一般の市と同様、定員後で譯で
あります。満二十歳以上の方は等しく選挙権を持て
居ります。

選挙は公けの休日不施行。行はれは行はれぬ。
是れは大体獨逸憲法から來た原則であります。昨
年伯林市小選挙権があつたが、私が手續小間
違つたが、あつて上等級小選挙権あつた。一昨年一千九
百二十九年の新伯林市として最初の選挙の時は社
會黨の議員百二十五人、非社會黨が一百人で社會黨
の勝ちましたが、昨年十月に行はれた新伯林市
の選挙に依りますと、非社會黨が百十四人、社會黨
が百一人で多く少しづつたが非社會黨が勝つ
りました。新伯林市の組織法の中でも左右の注意
を惹くことは、其の選舉の非常に難いことをあります。
第二は行政區小開する規定であります。新伯林市は
これを二十の行政區に分つとほつて居ます。元の伯林市は

数百とか、ある事務分掌的の區は多いキタが、今度
は新潟ふり縫合伯林市、島城はこれを六つの區に分けて
伯林市以外十九十二の團体は十四の區に分けました。
シヤーロワチナルグの様な大きな市は一つの區にすぎません
が、其の以外の町村は數個集めて一の行政區を作り、全
体で新伯林市は三十の行政區を別れています。
此の行政區は伯林市内の各地方の利益を保護し
自治を實行し、市の行政機關の事務上の負擔を
軽減する為に、設けたものであります。併しながら自治を
實行すると書りますが、法律上自治体では
はなく行政區劃小過ぎない様であります。區を認め
た目的は以上の様でありますか、これは多數の團体を打
て一丸となし、一つの大伯林市を作つて其の團体で中央集

權的に色々の仕事を一まとめ細かい所迄手が届き
ませぬから一面少於て地方分權を認め地方的の仕事は
地方をして之に當らしめる趣旨から行政區は出来た
まと思ひます、又一面に於て大伯林の一部となつた
團体は後東市町村會を持ち其の他各種の公会の機
構を持つて居ましたが、新伯林市の成立と共にこれら
が消滅する、それと併代償的上市民の満足を與へ
る為に行政區を設け、區會を設けることも必要ひあた
様ひります、無論完全にする自治能力ある區を
認めますが、金体の利益を害しない範
圍で地方的の仕事を區に一括して行はめよ、寧ろ仕事
の重複は區にあらずります、併し性質上區にめ
らせられをも例ね水道、電車の如きものは中央の

市で之を終る議事ある事無く、即ち性質上、市にあらかじめは立ち入りも、また除いた一切の事は區不やうせんされば立ち入りも、また除いた一切の事は準則は市を構成する、區は其の準則に従事して仕事をせなければ、高麗の行政上統治は市に於てこれを監督するものである。

市會議員二百六十人は別と、皆區會議員とか、市議員たる區會議員と、さうでもあり即ち區長の區會議員たる區會議員とかあります。其の區議會の権能は第一は市に設けた原則の範圍で區の一切の事件を決議する、第二は専ら區の用に供する区内の營造物其の他の施設を開く行政を監督する、第三は市の豫算

の基礎として第二に中止した施設整備物に要する経費の豫算を區參事會を通じて市に今すぐ提出するにあります。柏林市では豫算を作ると今は中央と區の今とは區分され居ります。豫算が可決されたり行なうば區の豫算の實行は區に任す。どうして区議會で運営しますが、參事會があります、參事會員は參事會は區會の決議を執行すますが第一の任務であります、第二は市の執行機關の補助機關と立ちて市參事會に設けた規則に依りて市の事務を取扱ふ往く、其の事に付しては市參事會の監督を受ける

のであります。

それから市が豫算を作り場合、又市と

區と行政の分界を定め市、機関と區の機関との仕事の限界を定める場合では、區長の會議を開き其の意見を聽取しなければなりません。私が伯林に居た時に市と區との仕事の分界を定めましるに區長會議を毎日開いて居りました、その定め方は具体的であります。條例規則で斯う云ふ點は區であります。是れは市でありますと言ふことを一つ具体的に極めて居ました。

それから警察に就きましては新伯林が一つの地方警察区域であります。警視總監が新伯林の警察権を持ちます。是れは從来と變りがありませんが、千九百〇八年以來警察區域は大張伯林市並に隣接町村を伯林の警視總監が管轄して居たのであります。今日は伯林の警視總監が管轄して居たのであります。新伯林市の組織小字を申上げることは大体以上の通りであります。

次に倫敦市の制度に就き一寸お話を致します。倫敦の地方行政は隨分複雜であります。倫敦と申しますのも何處を指すかと云ふことは必ず一定して居ますが、直譯すれば倫敦市と申すケント、オフ、マントンは一方置位の區域であります。其の外に倫敦行政縣と云ふものとあり、又大倫敦の區域をあります。倫敦行政縣は約百十方哩位の區域であります。其の本部一つのシチーと二十八の市がありますが、是れが大体東京市

本來海林市より上當する所謂倫敦市域の区域を有する
思ひます。其の外グレーター・コントンがありますて約七
百方哩位の面積を有し、約七百五十万位の人口を持つ
て居ります。是れは警察區域ともより倫敦であります。
倫敦の制度は頗る複雜であります。大觀園にて
倫敦の制度の如きは、所が特別であるかと申しません。
第一に地方行政を行ふ官廳が非常に多いです。例へば先程申しましたように第一シティ一かある。第二
モルヒルとヨルヒルと相続んだやうな市が二十八もある。第三にシ
チーと二十八の市と締括つたやうな事ありて倫敦行政
縣がある。第四に水道の局に水道局と云ふ特別の法
律上に依つて設けられた。地方廳^{カウニ}がある。第五に病院と
か療養所を經營する為に倫敦救濟局がある。第六
に汚川を管理する為にテムズ河保存局、リーフ河保存
局等があるります。第七に倫敦港の行政事務を
取扱ふ為に倫敦港務局がある。其の他事項々々付
付て支々幾多の地方廳があると云ふ事は有様で
非常に複雜一と申します。

余り第二特別な点は行政縣が特別の組織を
有して居ます。普通のカウンチ一ト市は市
と區とかなります。倫敦行政縣はハローとシチーで
組織して居ります。即ち市のみで縣も有して居ます。
居る、教育、消防等主要下水は縣で管理す、道路
は或まほ縣で或まほ市で或まほ兩者共同で管
理する事も有ります。其の他衛生問題等に付ても縣と市に事

毎ト別れ居ります。

議會會長が市會とが云ふ事、也議會の縣會、市會と組織が違つて居ります。又第三ト特別なことは倫敦に付乞は特別の警察制度があつて、一方理の區域のシチー、オフ、ロンドンは自分で自治の警察を持つて居ますか、グレーターロンドンには内務大臣直接の委員があつて倫敦の警察権を行ふことになりますが、基とすて行政上各種の不便不都合を来たして居ります。それで倫敦行政縣に於て一つの委員會が出来まして倫敦行政の不便不都合は其の救済策を数年前から調査して居ります。倫敦市の行政不付々不便と思われる点は今申しません。

やうに行政の組織が非常に複雜である、各種の行政機関があつて各統一がどんどう居らぬとか其の一つであるす、又實際、倫敦は倫敦行政縣以外に延びて數個の縣があり或は數個の市があり少倫敦の中には六十五の市街區がありますて實際の倫敦と看做すあります、もう云ふ風に倫敦の地方行政、政府が非常に複雜して重複するものな傾向があると云ふことは不便不都合を來します基とすて居ますが、

さう云ふ風に譯山地方廳があります、うち地方々々お依て員機が不均衡にあります。シド付乞は相當救済

法を設けたりでありますか、完全に往々ります。先程
申一中止めうと所謂倫敦市が大倫敦行政縣
は百十六方哩も有りますが、是れは一千八百五十五年以
來倫敦工務局と言ふ事があります。是れを一千八百八十年以
小其の區域を以て倫敦行政縣有りますを置いたり、亦
うすた、倫敦行政縣が區域は一千八百五十五年以來
行政縣が區域以外連接區域が出来て来たのであ
ります、それで倫敦行政縣が區域を取り上げて
新倫敦を構成しなければならぬと云ふ論が起つて
来たのであります。

倫敦行政縣に於きより地方行政の調査委員が
出来たことは前申一中止めうと通りであります。此の委員

會が倫敦行政縣を改良に付て報告書を出ました。
此の報告に基き倫敦行政縣に於きは一千九百十九
年に一つの決議を致しました。是れに依りますと大倫
敦内の地方行政事務を行ふ為に多數の地方廳が
あるが、是等多數獨立した地方廳あるがために倫敦
の行政は著しく複雜となり行政の效果を擧げると
ことは今日は著しく困難に至つて居る。故に政府は
速に一つの調査機關を作らて下の如き調査を行ひ
ればならぬ、其の事項は大倫敦一必すとも監察
區域の現在の大倫敦ではあります。が、グレーターロン
トンを通じて單一なる行政の支配小移さなければ
ならぬ、仕事はどうな仕事であります。それがうらさう云ふ
仕事を行ふ為に大倫敦の區域は何處迄と極めな

け此の有りぬと云ふ區域の問題であります、然るば其の大倫敦を一つの區域として権限を行ふ行政廳はどんな行政廳であるかの問題、それから斯様に單一行政廳を作つた場合、此の如單一行政廳と其の管轄區域内にある他の地方行政廳に対する關係を如何極めるか、この四つの点を決定する為に政府は速に調査機関を設定せられたいと云ふにありました。尚右委員會の報告書はこれを總理大臣及關係市町村より送りました。是が動機となつたと思ひますが、昨年十月に倫敦の行政を調査する為に十名のローマル・コシミツレヨンが任命されました。其の任命の詔勅中に倫敦行政縣及其の周圍の地區の行政小付にて、地方行政上の能率を現在以上に印める為に、又其の地方行政費をより經濟的たらしむる為に、又其の全區域の各部分小あるかも知れまい所の地方費負擔の不均一を減少する為に、倫敦の行政小付にて何等か改良變更を加ふべき事かあれど、それをして調査する事が目的であると示され居ります。されば右委員會は其の調査の為に關係者を呼んで意見を聽き、或は書面で意見を求むることが出ました、又必要あれば實地に臨んで調査する権限をもつて居ります。

さうして十二月の六日第一回の會議を開き、本年三月二十九日迄十三回の會議を開きました、最初に倫敦の衛生省の官吏を呼びて倫敦の制度組織を研究し、それから倫敦行政縣に對して其の意

見を求める所、倫敦行政縣ではこれに基き更に調査をすレヨーヤルコニシワーションに對し答申します。告ります、其の大意は大倫敦は統一的の地方廳を作ること、現在の倫敦のカウンセル以上のものを作ると云ふこと、其の一で、それから其の區域はまだ判然といた芳はない、やうでありますか、現在の警察區域か或は水道區域を基として極めたすら良からうと云ふことが其の二であります、それから中央廳の権限をどうするか、地方廳の権限をどうするかと言ふとお付ても判然といた意見は無いやうであります、が、縣會の意見では地方廳に相當獨立を認めた方が良からうと云ふを考ります。其の後尙調査會は審議を續けて居るよりと思ひますが、終共は其の

後の結果を明示して居ります。

極めて簡略ながら柏林と倫敦との特別市制に就きて大体お話を申し上げた次第であります。

(了)

